

株券電子化制度よくあるQ & A (改訂版)

平成 21 年 3 月 25 日
日本証券業協会

(タンス株)

問 1 上場会社の株券が手元にあります。株券はどうなりますか(株券電子化で何か手続は必要ですか)。

株券電子化までに証券会社を通じて証券保管振替機構(ほふり)に預けられなかった株券は、平成 21 年 1 月 5 日(月)以降、株券自体は無価値となりましたが、株主としての権利(株主総会での議決権行使、配当金の受取など)は、上場会社が、信託銀行・証券代行会社(以下「信託銀行等」といいます。)に株主の名義で開設する「特別口座」において管理、従来どおり確保されます(他人名義の株券の場合には問 3 を参照)。

この特別口座の開設に当っては、株主の方に特別の手続は必要なく、平成 21 年 2 月中旬以降に、特別口座が開設された信託銀行等から「特別口座開設のご案内」が届出住所宛に送付されていますので、株主名(名義) 株式数等をご確認ください。

(単元未満株式、買取・買増請求)

問 2 証券取引所の売買単位・単元に満たない株券が手元にあります。
(1) 株券はどうなりますか(株券電子化で何か手続は必要ですか)。
(2) 売却することはできますか。
(3) 買い増して単元株式にすることはできますか。

(1) について

証券取引所の売買単位・単元に満たない株券についても、問 1 と同様に、株券自体は無価値となりましたが、上場会社が信託銀行等に株主の名義で開設する「特別口座」において、単元未満株式として管理され、株主としての権利(配当金の受取など)は、従来どおり確保されます。

この特別口座の開設に当っては、株主の方に特別の手続は必要なく、平成 21 年 2 月中旬以降に、特別口座が開設された信託銀行等から「特別口座開設のご案内」が届出住所宛に送付されていますので、株主名(名義) 株式数等をご確認ください。

(2) について

信託銀行等を通じて上場会社に買取請求を行い、売却換金することができます。
詳しくは、信託銀行等又は証券会社へご照会ください。

(3) について

買増制度を採用している上場会社では、信託銀行等を通じて上場会社に買増請求を行い、単元株式にすることができます。

詳しくは、信託銀行等又は証券会社へご照会ください。

(他人名義のタンス株)

問3 株券の名義が他人名義(本人名義以外の名義)となっています。どうなりますか(名義変更はできますか)

株券の名義が他人名義の場合には、信託銀行等に他人名義で「特別口座」が開設されるため、最悪の場合、株主としての権利を失う可能性があります。

このように株券電子化までに名義書換を失念された株主(以下「失念株主」といいます。)については、信託銀行等において、特別口座の名義を本人名義に変更する手続(以下「失念株主の救済手続」といいます。)が設けられており、具体的には、次の4つの請求方法があります。

- 特別口座の名義人との共同請求
- 判決等による単独請求
- 相続による単独請求
- 株券による単独請求(平成21年1月5日(月)から1年以内)

この失念株主の救済手続は、信託銀行等に対して、失念救済請求書、株券その他必要な書類を提出し手続を行うことができます。

詳しくは、上場会社(銘柄)ごとに株主名簿管理人となっている信託銀行等へご照会ください。

(タンス株の売却)

問4 上場会社の株券が手元にあるが、証券会社に持込み、売却ができますか。

現在お手元にある上場会社の株券は、上場会社が、信託銀行等に株主の名義で開設する「特別口座」において株主としての権利が管理・確保されておりますが、株券自体は無価値となっており、証券会社に株券を持ち込んで売却することはできません。

この特別口座で管理されている株式を売却するためには、証券会社にご自身の名義の取引口座を開設し、信託銀行等において、特別口座から証券会社の取引口座へ株式の残高を振り替える手続が必要となります。

振替手続は、信託銀行等に対して、口座振替申請書その他必要な書類を提出し請求することとなり、振替には、通常、信託銀行等(特別口座管理機関)の事務センターに到着してから約4営業日(注)かかります。

なお、一部の証券会社では、この信託銀行等への振替手続の請求の取次ぎを行っております。

詳しくは、信託銀行等又は証券会社へご照会ください。

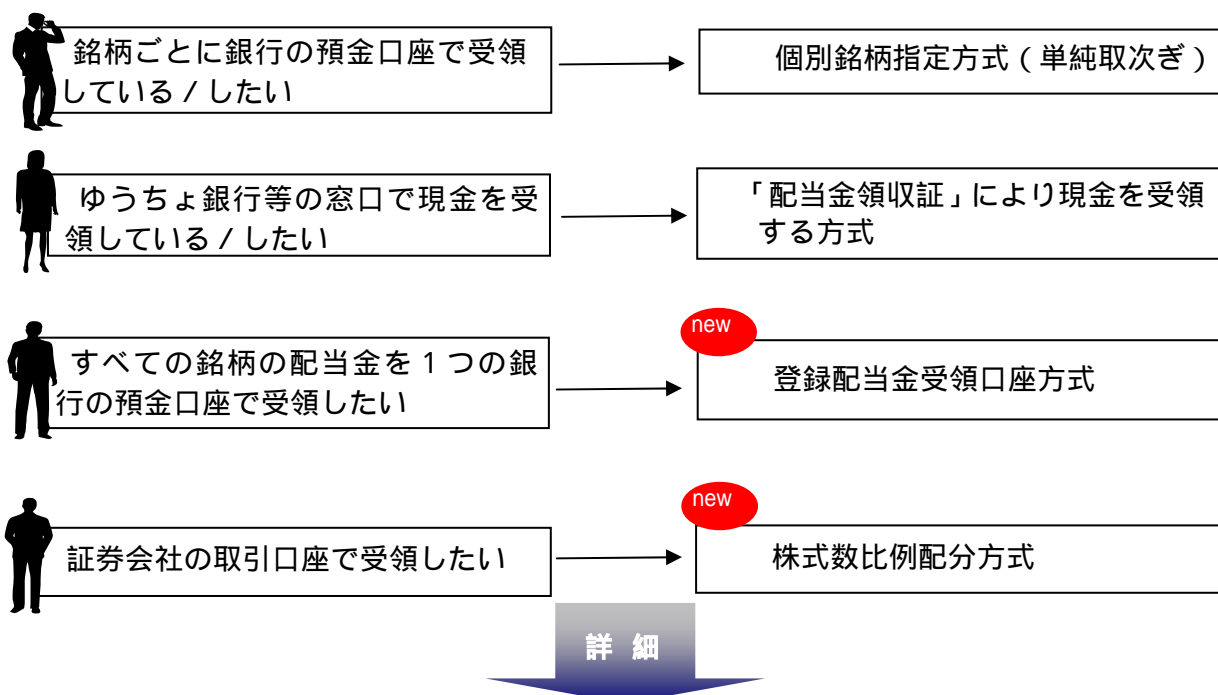
(注)平成21年3月現在、特別口座から証券会社の取引口座への振替件数が非常に多いことから、振替には4営業日を越えて相当の日数がかかります。

(配当金の受取方法)

問5 配当金の受取方法はどれになりますか。

上場会社の配当金の受取には、これまで、上場会社から郵送された「配当金領収証」を指定された期間内にゆうちょ銀行等に持参する方法と、あらかじめ保有する上場会社（銘柄）ごとに銀行口座・振込先を指定する方法がありました。

株券電子化実施に伴い、新たに2つの方法（「登録配当金受領口座方式」及び「株式数比例配分方式」）が導入され、配当金の受取方法は、次の4つの方法があります。

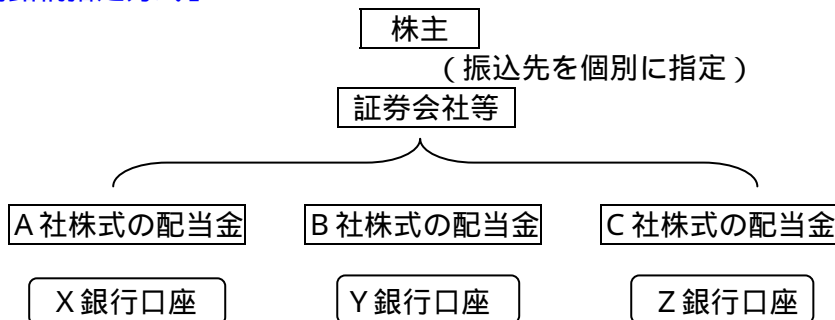


個別銘柄指定方式（単純取次ぎ）

従来からある制度で、銘柄ごとに銀行の預金口座を指定して、振込により配当金を受け取る方法

株券電子化後は、取引先の証券会社又は信託銀行等に届け出ることにより、指定した銀行の預金口座で配当金を受け取ることができます。

【個別銘柄指定方式】



振込先口座の預金種目は、「普通預金」又は「当座預金」を指定してください。
ゆうちょ銀行での配当金の受取については、問7～問9をご参照ください。

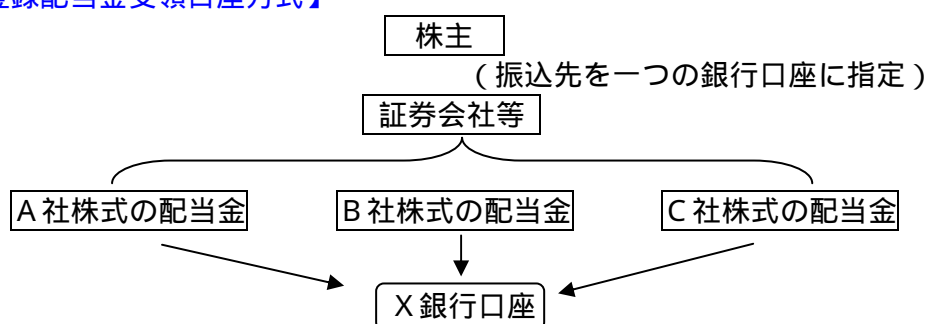
「配当金領収証」により現金を受領する方式

従来からある制度で、上場会社から株主の届出住所宛に送付される「配当金領収証」と引換えに、ゆうちょ銀行等の窓口において配当金を受け取る方法

登録配当金受領口座方式

新たに導入された制度で、取引先の証券会社等に一つの銀行の預金口座を届け出ることにより、保有するすべての銘柄の配当金を、指定した銀行の預金口座でまとめて受け取ることができます。

【登録配当金受領口座方式】



ゆうちょ銀行の口座は、指定できません。
複数の証券会社等に口座を持っていても、一つの証券会社等に届出をすれば手続きができます。

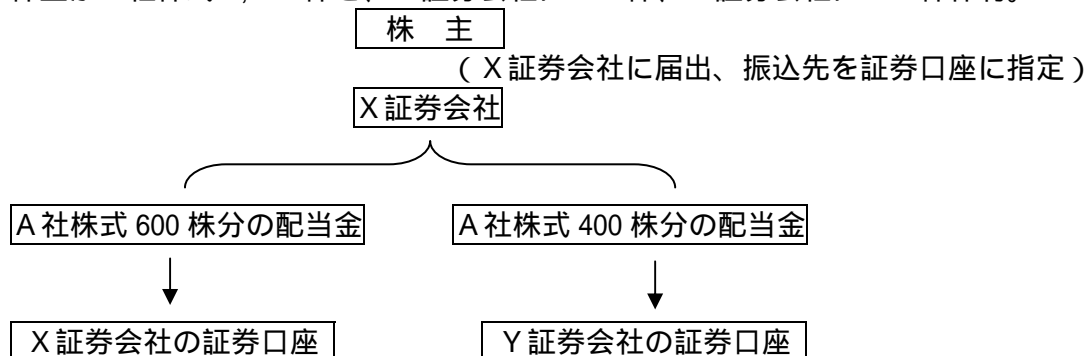
登録配当金受領口座の預金種目は、「普通預金」又は「当座預金」を指定してください。

株式数比例配分方式

新たに導入された制度で、取引先の一つの証券会社に届け出ることにより、証券会社の株式の口座残高（配当基準日現在の残高）に応じた配当金を、各証券会社の取引口座において受け取ることができます。

【株式数比例配分方式】

(例) 株主がA社株式1,000株を、X証券会社に600株、Y証券会社に400株保有。



複数の証券会社に口座を持っていても、1つの証券会社に届出をすれば手続きができます。
「特別口座」に株式をお持ちの場合などは選択できません。この方式を選択される場合は、あらかじめ「特別口座」から証券会社の口座への振替手続きをするなどにより、「特別口座」を抹消していただく必要があります。

詳しくは、証券会社又は信託銀行等へご照会ください。

問6 配当金の受取方法を、証券会社の取引口座で受け取る「株式数比例配分方式」に変更できますか。

取引先の証券会社に「配当金振込指定書（新規・変更）」を提出することにより、「個別銘柄指定方式」や「配当金領収証」により現金を受領する方式から、証券会社の取引口座で配当金を受け取る「株式数比例配分方式」に変更することができます。

なお、「特別口座」に株式をお持ちの場合などは選択できません。あらかじめ「特別口座」から証券会社の口座への振替手続をするなどにより、「特別口座」を抹消していただく必要があります。

詳しくは、証券会社へご照会ください。

問7 配当金の受取方法を、一つの銀行口座でまとめて受け取る「登録配当金受領口座方式」に変更できますか。

証券会社の取引口座に株式をお持ちの場合は取引先の証券会社に、特別口座に株式をお持ちの場合は信託銀行等に「配当金振込指定書（新規・変更）」を提出することにより、「個別銘柄指定方式」や「配当金領収証」により現金を受領する方式から、保有するすべての銘柄の配当金を、指定した一つの銀行口座でまとめて受け取ることができる「登録配当金受領口座方式」に変更することができます。

詳しくは、証券会社又は信託銀行等へご照会ください。

問8 株券電子化前からゆうちょ銀行で「配当金領収証」により現金を受領する方式で配当金を受け取っていますが、電子化にあたって何か手続は必要になりますか。

株券電子化前から保有している銘柄について、これまでと同様に、ゆうちょ銀行での「配当金領収証」により現金を受領する方式や銀行振込により配当金を受け取る場合には、特別の手続は必要ありません。

問9 配当金を「ゆうちょ銀行」の口座で受け取ることはできますか。

ゆうちょ銀行の口座での配当金の受取は、銘柄によりその取扱いが異なりますので、上場会社（信託銀行等）又は証券保管振替機構（ほふり）ホームページに掲載された「ゆうちょ銀行口座の配当金振込指定の可否一覧」などでご確認ください。

銀行やゆうちょ銀行の口座で配当金を受け取る場合には、取引先の証券会社に「配当金振込指定書（新規・変更）」を提出する必要がありますが、ゆうちょ銀行を配当金の振込先口座として指定する場合には、他の銀行への振込とは異なり、同指定書の「振込口座指定欄のゆうちょ銀行」に、通帳記号・番号を記入する必要がありますのでご注意ください。

なお、現在のところ、複数の銘柄の配当金を一つの銀行でまとめて受け取る「登録配当金受領口座方式」は、ゆうちょ銀行の口座を利用することができませんのでご注意ください。

（口座通知取次請求）

問10 株式の上場に際して、発行会社から「取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面」が届きました。何か手続は必要ですか。

非上場会社である発行会社が証券取引所に新規上場する場合や、合併、株式交換又は株式移転などにより株券電子化制度の振替株式とする必要がある場合には、発行会社から「取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面」（以下「呈示書面」といいます。）が株主宛に送付されます。

株主は、取引先証券会社に呈示書面を提出し、証券会社に対して「口座通知取次請求依頼書」により口座の取次依頼を行います。証券会社では、証券保管振替機構（ほふり）を經由して発行会社（株主名簿管理人）に取次ぎます。

この口座通知の取次には受付期間が設けられており、株主は、呈示書面が届いた後、当該受付期間中に、証券会社に対して、この手続を行う必要がありますので、ご注意ください。

口座通知取次依頼を行わない株主は、最終的には発行会社の申出により開設される特別口座に記録・管理されることとなります。

詳しくは、証券会社へご照会ください。

なお、証券会社に提出する「口座通知取次請求依頼書（参考様式）」を、証券決済制度改革推進センターホームページ（URL：<http://www.kessaicenter.com/index.html>）に掲示しておりますので、ご利用ください。

問 11 株式の上場に際して、上場日の1か月程前に、発行会社から「取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面」の交付を受け、証券会社に提出しました。その後、上場前に、同銘柄の株式を追加取得したところ、再度、「取扱開始時の口座通知取次請求のための追加(分)呈示書面」が届きました。この場合の口座取次ぎの手続について教えてください。

1. 追加取得した場合

ご質問の上場前に同一銘柄の株式を追加取得したケースは、次の手続が必要となります。

株主は、証券会社に対して、「口座通知取次請求依頼書」に「取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面」(以下「呈示書面」といいます。)のほか、追加取得分の株式に係る「取扱開始時の口座通知取次請求のための追加(分)呈示書面」を添付して提出します。

口座通知取次受付期間中に「取扱開始時の口座通知取次請求のための追加(分)呈示書面」を提出できない場合には、同期間中に追加取得分の株式に係る「名義書換請求書の写し」等(氏名、住所、銘柄名及び追加取得株式数が記載されているもの。以下同じ。)を提出することにより口座取次ぎの手続を行うことができます。

証券会社では、株主から提出を受けた「口座通知取次請求依頼書」に記載された株式数と呈示書面及び「取扱開始時の口座通知取次請求のための追加(分)呈示書面」又は「名義書換請求書の写し」等に記載された株式数を確認し、証券保管振替機構(ほふり)を経由して発行会社(株主名簿管理人)に取次ぎます。

上記の同一銘柄の株式を追加取得した場合のほか、「譲渡した場合」及び「新規取得した場合」の手続は、以下のとおりとなっております。

2. 譲渡した場合

呈示書面の交付を受けた後に、株式を譲渡(注)した場合には、発行会社から譲渡した後の株式数が記載された「取扱開始時の口座通知取次請求のための再交付(分)呈示書面」が交付され、上記1と同様に証券会社に対して、提出する必要があります。

口座通知取次受付期間中に「取扱開始時の口座通知取次請求のための再交付(分)呈示書面」を提出できない場合には、呈示書面と譲渡した株式に係る「名義書換請求書の写し」等を提出することにより口座取次ぎの手続を行うことができます。

(注) 未上場株式については、譲渡制限等の条件が付されている場合がありますのでご注意ください。

3. 新規取得した場合

上場日直前に新たに株式を取得した場合には、発行会社からその新たに取得した株式数が記載された「取扱開始時の口座通知取次請求のための新規(分)呈示書面」が交付され、上記1と同様に証券会社に対して、提出する必要があります。

口座通知取次受付期間中に「取扱開始時の口座通知取次請求のための新規(分)呈示書面」を提出できない場合には、新たに取得した株式に係る「名義書換請求書の写し」等を提出することにより口座取次ぎの手続を行うことができます。

詳しくは、証券会社へご照会ください。

(担保株式の振替)

問 12 A 証券会社に株式を預けています。B 銀行から、この株式を担保に融資を受けたいのですが、どのような手続が必要となりますか。

A 証券会社から B 銀行が指定する証券会社の口座へ株式を振り替える必要があり、この振替は、A 証券会社に対して、「口座振替申請書」を提出し行うこととなります。

A 証券会社からは「口座振替受付整理票」が交付されます。

なお、同申請書には、B 銀行が指定する証券会社の口座明細（証券会社名・部支店名・加入者口座コードなど）を記載する必要がありますので、B 銀行へご確認ください。

詳しくは、証券会社へご照会ください。

(少数株主権等の行使のための個別株主通知)

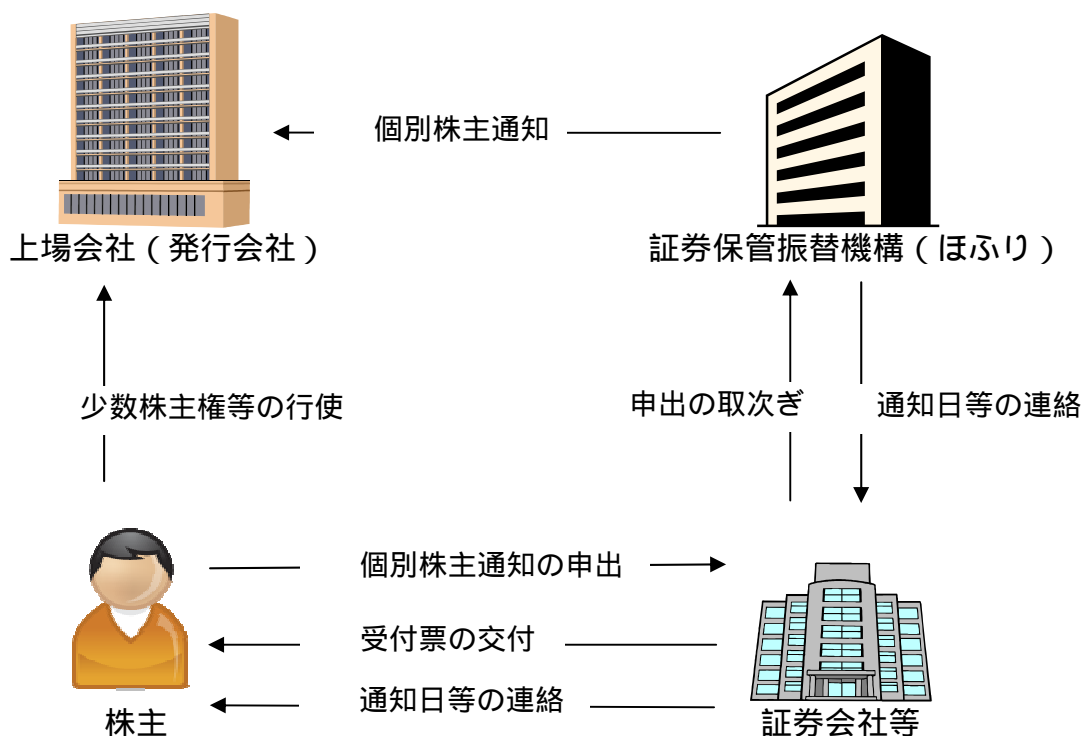
問 13 少数株主権等の行使の手続はどのようになりますか（株券電子化で何か手続に変更はありますか）。

会社法では、総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権、又は 300 個以上の議決権を 6 か月以上保有する株主は、株主総会の招集請求権や株主提案権などを行使することができます。

これは少数株主権等の行使と呼ばれ、株券電子化後も、上場会社（発行会社）に対して直接少数株主権等の権利行使を行う点に変更はありませんが、次のとおり、株主が取引口座を開設している証券会社等を通じて行うこととなりました。

詳しくは、証券会社又は信託銀行等へご照会ください。

手続の流れ



株主は、口座を開設している証券会社等に対して、「個別株主通知申出書」を提出します。証券会社等は、申出株主に対して、「個別株主通知申出受付票」を交付します。証券会社等は、ほふりに対して、個別株主通知の「申出の取次ぎ」を行います。ほふりは、上場会社（発行会社）に対して、「個別株主通知（申出株主の保有株式数等の情報など）」を行います。ほふりは、証券会社等に対して、個別株主通知の「通知日等の連絡」を行います。証券会社等は、上記の連絡を受けた申出株主に対して、「個別株主通知済通知書」を交付します。株主は、上場会社（発行会社）に対して、上記の通知日から4週間以内に「少数株主権等の行使」を行う必要があります。この際、株主は、上場会社（発行会社）に対して、権利行使内容がわかる申請書類、個別株主通知申出受付票、本人確認書類（代理人により請求する場合は、前記書類に加えて、代理権を証する書面と代理人自身の本人確認書類）を提出することになります。

なお、証券会社等に提出する「個別株主通知申出書（参考様式）」を、証券決済制度改革推進センターホームページ（URL：<http://www.kessaicenter.com/index.html>）に掲示しておりますので、ご利用ください。